

■ 特定課題セッションⅡ 報告

「児童虐待の実態と課題を考える ― 市町村の役割を中心に」

コーディネーター：加藤 曜子（流通科学大学）

児童虐待問題に対応する市町村は、2000年児童虐待防止法制定以後の件数増加をきっかけに2004年児童福祉法改正では相談業務が強調され、支援の中心的な担い手として期待されている。虐待加害の保護者は子育てに困りながらもSOSが出にくく、問題意識も低く、従って援助に拒否的な傾向が強い場合も多い。よって、子どもが在宅にあっては、常に子どもの安全な育ちと生活を守るため、市町村は、積極的に家庭にアウトリーチし、多機関間連携である支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の活性化が求められている。また市町村の児童虐待防止の対象領域に特定妊婦や要支援家庭も含まれたことで、実際の現場は多忙と困難を極めている。本セッションではそういった状況下、市町村の子どもと家庭の在宅支援における課題の共有化を目指した。

8名の応募の中から4名の会員に市町村における児童虐待問題の調査研究を通じて得た課題の報告を得た。金子恵美会員は子ども家庭支援センター調査からみた在宅支援におけるソーシャルワークの役割機能の整理を試み、ケースワーカーとしてのマネジメントの柔軟性の重要性が提起された。畠山由佳子会員は「家族維持」の立場から、家族維持に必要なサービス分析調査から市町村の生活支援サービスの少なさを問題提起された。三上邦彦会員は調査結果から、ネグレクト事例における市町村の役割にみるアセスメントの意義と必要性が報告された。松宮透高会員は、要保護児童対策地域協議会の事例に多い精神保健の問題に対しチームアプローチのモデルづくりについての提案があった。共通した課題は、市町村における児童虐待問題に対する支援の質を上げるための基盤となる実践理論構築と方法論の開発の必要性であった。児童虐待問題は単に子どものみならず家庭支援も含まれるため、子どもと大人のそれぞれの担当機関がいかに協働していくのか、生活問題としてのサービス支援を具体的に意識したうえで、アセスメントし担保していくのか、支援するためには家族維持の基盤となる体制づくりをいかに発展させるのかが論議された。市町村のケース量の多さや、生活支援のサービス手段の少なさをどのように解決していくのかで会場と意見が交わされた。喫緊の課題として、ソーシャルワーカーの専門性向上のための研修の必要性もあがった。今なお児童虐待死亡事例が市町村から発生しており、実践と研究を結ぶ課題セッションを今後も継続したいという報告会員から意見が出され、有意義な討論の場となった。